

第 6428 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 27日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 新型コロナウイルス関連の雇用調整助成金

Q : 新型コロナウイルス関連の助成金があるようですが、どのような内容のものですか？

A : 次のような内容のものです。

【解説】

この度、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として雇用調整助成金が支給されることとなりました。

以下のような場合が支給対象になります。

- ①取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ②国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ③風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合

具体的には、直近の1ヶ月の販売量・売上等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べて5%以上減少していること、社員を休業させて、休業手当を支払うことに適用されます。

雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含まれます。

助成率は、中小企業が4/5、大企業は2/3、ただし、解雇を伴わない場合は中小企業が9/10、大企業が3/4とされています。

詳しくは、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお問い合わせください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】